



施横第5535号(YFP)
平成15年10月31日

横浜市総務局長 殿

横浜防衛施設局長



施横第3878号(YFP)「神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する協議内容について」の趣旨について(回答)

参照：平. 15. 9. 11. 付総渉第44号

「施横第3878号(YFP)「神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する協議内容について」の趣旨について(照会)」

日頃、防衛施設行政につきましては、多大な御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、参照文書をもって照会いただいたことについて、別紙のとおり回答いたします。

なお、追加照会(平. 15. 10. 20. 付総渉第55号 施横第3878号(YFP)「神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する協議内容について」の趣旨等に関する追加質問について(照会))についても早期に回答したく準備しておりますので、よろしく御了承のほどお願いいたします。

以上

添付書類：別紙

1 について

- (1) 在日米軍施設・区域は、日米安全保障条約及び日米地位協定に基づき、日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため米軍が使用することが許されるが、日米地位協定第2条3に基づき、米側がそれら施設・区域の必要性につきたえず検討し、この条約及び協定の目的のために必要でなくなったときは日本国に返還しなければならないこととなっている。政府としても、必要に応じ、個々の施設・区域の所要等を米側との協議において確認してきている。
- (2) また、米側が日米安全保障条約の目的達成のために必要としている施設・区域であっても、代替施設を提供すること等により、当該施設・区域の返還が可能となることはある。

2 について

- (1) 神奈川県内の在日米海軍施設・区域については、今般の施設調整部会において、米側より、神奈川県における在日米海軍の住宅不足は従来から深刻な状況にあること等の説明がなされた。
- (2) 防衛施設庁としては、このような米側の事情を踏まえ、在日米軍施設・区域の円滑かつ安定的使用の確保を図るため、不足している在日米海軍の住宅問題を解決すべく、新たな住宅等を建設する必要があると考える。
- (3) また、米側からは、住宅等を建設するという意味においては、上瀬谷通信施設、深谷通信所等もその候補地となり得るとの考えが示されており、一般論として言えば、これら住宅等の所要については、既に提供されている施設・区域内で満たすことができないのであれば、新規に施設・区域の提供を行うことになる。
- (4) 防衛施設庁としては、施設・区域の返還を可能な限り実現させていくことが重要との観点から、米側と協議を積み重ね

たところであり、今般の施設調整部会においては米側より、合計800戸程度の住宅等の建設がなされれば、上瀬谷通信施設等3施設についてはこれらの施設・区域の必要性がなくなった時点でその全部又は一部の返還につき考慮することが可能との認識が示され、その建設場所として「池子住宅地区及び海軍補助施設」が適切であるという点で日米間の認識が一致したところである。

- (5) 上記の経緯から、政府としては、地元自治体の理解を得て、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域において、前述した800戸程度の住宅及びその支援施設を建設することにより、上瀬谷通信施設等3施設について、その必要性がなくなった時点でその全部又は一部の返還を実現することが最善であると認識している。

したがって、住宅等の建設と上瀬谷通信施設等3施設の全部又は一部の返還は一連の案件であり、防衛施設庁としては、米側が上記のような認識を示していることもあり、神奈川県の日米軍施設・区域の整理等を促進させる観点から、一括して処理すべきものであると認識している。

3について

- (1) 御指摘の3施設は、それぞれ、米軍により日米安全保障条約の目的達成のために必要な施設として使用されていると承知している。
- (2) また、米側は上記3施設について、神奈川県における日米海軍の住宅不足に対応するため、将来の住宅等用地の候補地となり得るものとして考えていると承知している。

4について

- (1) 米側は、今般の施設調整部会において、日米海軍の住宅及びその支援施設の建設場所として、「できるだけ横須賀海軍施設に近接する」地域を要望している。
- (2) 防衛施設庁としては、施設・区域の返還を可能な限り実現

するとの観点から、米側が住宅等の建設がなされれば、施設・区域の必要性がなくなった時点で全部又は一部の返還を考慮することが可能としている上瀬谷通信施設、深谷通信所、富岡倉庫地区及び根岸住宅地区の4施設を除く神奈川県内の在日米海軍施設・区域を対象として、「できるだけ横須賀海軍施設に近接する」施設・区域での住宅等の建設について検討を行った。

- (3) その結果、①横須賀海軍施設への通勤にあたって利便性が確保できること、②一定規模以上の住宅用地を確保することが可能であること、③住宅地区を集約することにより、管理上等の観点から効率的であることなどから、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域において、米軍の住宅等を建設することが適切であるとの考えで日米間の認識が一致したものである。

5 について

- (1) 神奈川県内における在日米海軍の住宅については、従来米側から、現在民間住宅（施設・区域の外）に居住し基地内住宅を希望している待機世帯の住宅及び住宅不足のため家族を帯同できない単身赴任者等の住宅を合わせて千数百戸の住宅が不足している深刻な状況との説明を受けている。
- (2) 今般の施設調整部会において、米側は、このうち、特に必要性が高いとしている待機世帯の住宅の所要を必要最小限のものとして、当面、400戸程度の住宅及びその支援施設を建設することが重要な課題となっているとしており、これを踏まえたものである。

6 について

- (1) 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域における住宅等建設は、日米安全保障条約第6条、日米地位協定及び防衛庁設置法第5条の規定に基づいて行われる国の事務であるが、かかる住宅等の建設を円滑に進め、在日米軍施設・区域

の円滑かつ安定的使用の確保を図るためには、施設・区域の所在自治体である貴市の御理解と御協力を得ることが重要と考えている。

- (2) かかる観点から貴市の御意見を伺う文書を発出したものであり、貴市からの御意見については日米間で認識の一致を見た神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等を進めていく際に重く受け止め、適切に配慮して参る考えである。

7について

- (1) 神奈川県内の在日米海軍施設・区域の整理等をできるだけ早期に進める観点から、現在、施設調整部会で協議を行っているところであり、貴市の御理解も得つつ日米間の協議を促進させ、神奈川県内の在日米海軍施設・区域の整理等の実現を図りたいと考えている。
- (2) 一般論として、在日米軍施設・区域の整理等に当たっては、関係自治体との調整、日米間の協議に要する期間及び国における予算措置についての検討期間を要することから、本件についても貴市からの御意見をできるだけ早期にいただきたくよろしくお願いしたい。

以 上